

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育てに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の法律に基づく子ども・子育てに関する、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・申請書や届出書に関する確認 ・入所要件の確認 ・保護者情報の確認 ・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155項の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	子ども・子育てシステム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 子ども・子育て特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表127の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第68条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表中155.160の項、第157条、第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・健康課
②所属長の役職名	子ども・健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者はID・パスワード等を適切に管理するとともに離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変 更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	平成30年4月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	新様式見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	福祉健康課 福祉健康課長	子ども・健康課 子ども・健康課長	事後	定期見直し作業による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉健康課 498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項	1. 番号法第9条第1項及び別表127の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第68条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び第10条	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」となっているもの(116の項)	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表中155.160の項、第157条、第162条	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人の手を介在させる作業人員的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	3) 権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和7年4月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による